

懲戒処分の公表について（令和５年度第４四半期分）

令和６年４月１日発表

宮古市職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、次のとおり発表します。

件数：３件

【事案】

- (1) 処分年月日 令和６年３月２８日
- (2) 処分内容 懲戒処分 減給１０分の１、６箇月
- (3) 職員の職 主査
- (4) 職員の年齢 ４０歳代
- (5) 事案の概要 信用失墜行為の禁止違反、事務処理不適切

被処分者は、令和３年度・４年度において、物品発注に係る不適切な事務処理及び会計事務処理を行うほか上司に対して虚偽の報告をするなど、物品購入代金２，０８６，０４０円の支払いを放置、支払遅延させたもの。

(6) 管理監督者の処分

所属課長 文書訓告

所属係長 懲戒処分 戒告

以上